

令和 6 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度長崎県県営林特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 413,980千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

令 和 6 年 12 月 19 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		千円 99,826	千円 63,500	千円 163,326
	2 国庫補助金	94,435	63,500	157,935
歳 入 合 計		350,480	63,500	413,980

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農林水産業費		千円 350,480	千円 63,500	千円 413,980
	1 林 業 費	197,917	63,500	261,417
歳 出 合 計		350,480	63,500	413,980

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 農林水産業費			千円 63,500
	1 林業費		63,500
		造林費	63,500
合 計			63,500